近畿自動車道松原那智勝浦線と四国横断自動車道阿南四万十線を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

中央自動車道西宮線と四国横断自動車道阿南四万十線を、中央自動車道西宮線の西宮インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

中国縦貫自動車道と四国横断自動車道阿南四万十線を、中国縦貫自動車道の西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と四国横断自動車道阿南四万十線を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ、神戸西インターチェンジ、岡山インターチェンジ又は早島インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。

四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。

中央自動車道西宮線と四国縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

近畿自動車道天理吹田線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

中国縦貫自動車道と四国縦貫自動車道を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と第二京阪道路を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。

中央自動車道西宮線と今治小松道路を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

近畿自動車道天理吹田線と今治小松道路を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

近畿自動車道松原那智勝浦線と今治小松道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

中国縦貫自動車道と今治小松道路を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

第二京阪道路と今治小松道路を、第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

今治小松道路と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、今治小松道路の東予丹原インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。

山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから五日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、玖珂インターチェンジ又は熊毛インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と広島岩国道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島岩国道路の廿日市インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。